

総務・民生担当参事の目標（平成19年度）

総務・民生担当参事 水藤 正平

1 参事の役割

担当事務は、総務課、財政課、税務課、住民課、福祉課、健康課、人権推進課及び生活環境課の事務を総括し、重要施策の計画・推進及び関係各課の事業調整・指導助言を行う役割を担っています。

また、経済建設・企画部門及び教育部門との事業調整や議会事務局との事務調整を行います。

2 個別事業とその目標

1 予算編成及び財政健全化緊急対策（財政課）

町財政は、三位一体化改革による町税の増収はあるものの、地方交付税、国庫補助金の削減により、大変厳しい状況にあります。また、経常収支比率については、平成18年度決算において93.8%と、依然として高い水準にあり、今後とも、財政健全化に向けて、あらゆる角度から見直しを行い、簡素にして効率的な行財政運営を図るよう努めます。

2 行政組織の見直し、職員の適正配置（総務課）

少子高齢化や多様化する社会の変化する中で、住民サービスのあり方について検討するとともに、財政健全化に資するため、人件費の抑制を図る必要があります。行政組織の見直しや職員の適正配置を努めます。

3 新たな制度への対応

特定健康審査及び特定保健指導の実施（住民課・健康課）

医療費の抑制を図るため、平成20年度から40歳以上を対象とした内臓脂肪症候群に着目した特定健康審査及び特定保健指導の実施が義務付けられ、5か年の実施計画を策定します。

後期高齢者医療制度の創設（住民課）

平成20年度から、75歳以上の方は、現在加入している各医療保険から、後期高齢者医療による保健に移行され、運営を県による広域連合が行うこととなります。このため、関連する事業調整を行います。

4 担当事務における重要施策（個別事業）への対応

- ・高齢者福祉、障害者福祉、介護保険事業等における重要施策への助言、調整（福祉課）
- ・健康ビジョンの計画及び事業の推進における助言、調整（健康課）
- ・一部事務組合での調整（生活環境課）

5 チャレンジ目標

住民との協働事業（関係各課）

現在、町内では地域に根ざしたボランティア活動が広がり、今後、これらの益々活発化し、拡大していくものと思われます。また、団塊の世代の方々が定年退職を迎え、これらの方が持つ知識や能力、経験を地域やまちづくりに活かす必要であります。町民と行政が互いの立場を尊重し、積極的に連携しながら、協働の立場でまちづくりを進めていくため、町民活動が十分発揮できる環境づくりに努めます。

- ・平成20年度に向けて新たな課を設置します。
- ・活動拠点の提供、情報の提供、機会の提供、活動事業の提供を図るため、平成20年度当初予算に関係経費を計上します。